

雇用保険設置手続きについて

○手続きの流れ

1. 労働基準監督署にて労働保険の加入手続き
2. 名古屋東公共職業安定所にて雇用保険適用事業所の手続き

○お持ちいただく確認書類

□労働保険関係成立届（事業主控）

※労働基準監督署で受理された事業主控をお持ちください

□雇用保険適用事業所設置届

□事業所の所在、事業内容の確認できる書類 コピーでも可

《法人》

- ・履歴事項全部証明書 ※設置届に法人番号の記載があれば省略可能

所在地が履歴事項全部証明書と異なる場合

➡「賃貸借契約書」「公共料金請求書」など所在地の確認できるもの

《個人事業主》

- ・事業主住民票または運転免許証、マイナンバーカード
+
- ・事業所名（屋号）と住所が確認できる書類（開業届、最近の確定申告など）

□労働者名簿、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）など（どれか一つ）

□雇用保険被保険者資格取得届（または転勤届）

- ・被保険者の個人番号、雇用保険被保険者番号（前職で雇用保険に加入していた場合）

一元適用事業とは労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を一つの保険関係として取り扱い、保険料の申告納付等を両保険一本で行う事業で、二元適用事業以外のすべての事業がこれに該当します。